

柏市立小中学校給食施設空調設備賃貸借業務
公募型プロポーザル募集要領

令和6年3月

柏市教育委員会
教育総務部 学校給食課

目次

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 1 | 業務の概要 | 1 |
| (1) | 業務名 | 1 |
| (2) | 目的 | 1 |
| (3) | 業務内容 | 1 |
| (4) | 契約期間 | 1 |
| (5) | 工事期間及び賃貸借期間 | 1 |
| (6) | 業務見積り上限金額 | 1 |
| 2 | 参加資格要件 | 1 |
| 3 | 全体スケジュール | 2 |
| 4 | 参加意思表示及び応募関係書類の提出 | 3 |
| (1) | 提出書類 | 3 |
| (2) | 受付期間 | 3 |
| (3) | 提出方法 | 3 |
| (4) | 審査結果 | 3 |
| (5) | 市による資料の貸与 | 3 |
| 5 | 現地見学会 | 3 |
| (1) | 対象施設 | 4 |
| (2) | 実施予定日時 | 4 |
| (3) | 見学内容 | 4 |
| (4) | 実施方法 | 4 |
| (5) | 留意事項 | 4 |
| 6 | 質疑 | 4 |
| (1) | 提出書類 | 4 |
| (2) | 受付期間 | 4 |
| (3) | 提出方法 | 4 |
| (4) | 質疑回答 | 4 |
| (5) | 留意事項 | 4 |
| 7 | 企画提案書等の提出 | 4 |
| (1) | 提出書類及び提出部数 | 4 |
| (2) | 受付期間 | 5 |
| (3) | 提出方法 | 5 |
| 8 | プレゼンテーション | 5 |
| (1) | 実施予定日時 | 5 |
| (2) | 実施場所 | 5 |
| (3) | プレゼンテーションに係る時間 | 5 |
| (4) | プレゼンテーションに係る準備等 | 5 |
| (5) | プレゼンテーションに係る注意事項 | 5 |
| (6) | 審査結果 | 5 |
| 9 | 契約締結 | 6 |
| 10 | 審査方法及び審査項目 | 6 |
| 11 | 関係書類作成にあたって | 6 |
| 12 | 辞退について | 6 |
| 13 | 失格事項 | 6 |

| | | |
|-----|--------------|---|
| 1 4 | 留意事項 | 7 |
| | (1) 費用負担等 | 7 |
| | (2) 提出書類の取扱い | 7 |
| | (3) 再委託等の禁止 | 7 |
| 1 5 | 担当部署 | 7 |

1 業務の概要

(1) 業務名

柏市立小中学校給食施設空調設備賃貸借業務

(2) 目的

火気類機器を使用する給食室内は、昨今の猛暑と相まって極めて高温多湿となっており、空調機器の設置により調理員の熱中症リスクの低減と衛生的で安全・安心な学校給食の提供に資することを目的とする。

また、学校給食衛生管理基準に則した空調機器の設置に係る設計業務及び施工業務に加え、設置後の効果的な維持管理業務等の専門的な提案を求めるため、プロポーザル方式を実施する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」及び、「柏市立小中学校給食施設空調設備賃貸借業務要求水準書」のとおり。

(4) 契約期間

契約日から令和21年3月31日まで

(5) 工事期間及び賃貸借期間

ア 小学校給食施設

(ア) 工事期間（設置完了検査を含む）

契約日締結日から令和7年3月31日まで

(イ) 賃貸借期間（13年間）

令和7年4月1日から令和20年3月31日まで

イ 中学校給食施設

(ア) 工事期間（設置完了検査を含む）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※令和6年度中の工事着工は原則として認められない。

(イ) 賃貸借期間（13年間）

令和8年4月1日から令和21年3月31日まで

ウ 留意事項

(ア) 空調設置工事にあたって、給食提供の停止措置は行わない。調理室内への設置工事の際は、給食提供に支障を来さないよう十分配慮しながら実施すること。

(イ) 小学校及び中学校の夏休み期間は、学校毎に異なるが、7月20日頃から8月31日頃まで（予定）、冬休み期間は、12月20日頃から1月5日頃まで（予定）、である。

(ウ) 設置工事を実施する日時に関して、市教育委員会学校給食課及び該当校と調整の上、トラブル等が発生しないように配慮すること。

(エ) 小学校及び中学校への設置工事について、上記の工事期間以外に実施することは、原則として認められない。

(6) 業務見積り上限金額

2,590,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む、債務負担行為を設定済み）

2 参加資格要件

参加資格を有する者は、通知日から契約締結日までにおいて、次の要件を全て

満たす者とする。

- (1) 柏市競争入札参加資格者（物品区分）であり、業種「リース」に登録されていること。
- (2) 過去5年以内（平成31年1月1日から令和5年12月31日）に普通地方公共団体（村及び町を除く）又は特別地方公共団体（特別区に限る）が発注した学校施設における空調設備賃貸借業務を元請けとして完了（現在履行中も可）した実績を有すること。
ただし、ここで言う学校施設とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に限り、また、設備の設置対象校が10校以上である案件を一の実績として認める。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手續又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手續の申立てがなされている者に該当しないこと。
- (6) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

3 全体スケジュール

| 日程 | 内容 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 令和6年3月25日（月） | 公募開始 参加意思表示及び応募関係書類の受付開始 |
| 令和6年4月5日（金） | 参加申込関係書類の受付終了 |
| 令和6年4月12日（金） | プロポーザル参加資格審査結果通知 |
| 令和6年4月17日（水）から19日（金）までのいずれか1日 | 現地見学会 |
| 令和6年4月22日（月） | 質疑受付開始 |
| 令和6年4月26日（金） | 質疑受付終了 |
| 令和6年5月2日（木） | 質疑回答 ※柏市オフィシャルウェブページに掲載 |
| 令和6年5月7日（火） | 企画提案書等の受付開始 |
| 令和6年5月20日（月） | 企画提案書等の受付終了 |

| | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 令和6年5月27日（月）又は28日（火）のいずれか1日 | 提案に係るプレゼンテーション |
| 令和6年6月5日（水） | 審査結果通知 ※柏市オフィシャルウェブページに掲載 |
| 令和6年6月17日（月） | 契約締結（予定） |

4 参加意思表示及び応募関係書類の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

- ア 参加意思表示書（様式1）
- イ 業務受注実績書（様式2）
- ウ 業務受注実績書（様式2）の根拠となる契約書の写し
- エ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- オ 現地見学会参加希望調査票（様式4）

(2) 受付期間

公募日から令和6年4月5日（金）まで

※受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

以下「15 担当部署」に記載する部署へ郵送（必着）又は持参で提出すること。

(4) 審査結果

参加資格の審査を行い、令和6年4月12日（金）までに参加意思表示をした全ての者に対して、プロポーザル参加に係る合否を電子メールにより連絡する。

※審査の結果、不合格となった者の現地見学会への参加は認められない。

(5) 市による資料の貸与

プロポーザル参加が認められた者に対して、以下の資料を貸与する。

ア 資料

当該資料は、設備の設計及び施工等を拘束するものではない。設備の設置にあたり、学校給食衛生管理基準等を遵守した上で、空調機器の効果を最大限発揮するための参考として用いること。

(ア) 空調設置可能性調査報告書

当該資料には、以下(a)から(c)の情報を含む。

- (a) 施設面積や天井の高さ等の施設概要
- (b) 電気・ガスの供給概要
- (c) ガス式ヒートポンプ空調（GHP）及び、電気式ヒートポンプ空調（EHP）の導入可能性

(イ) 給食室見取図

(ウ) 導入コスト試算表

当該資料には、以下(a)から(c)の情報を含む。

- (a) 工事費

- (b) 維持管理費
 - (c) その他
 - (エ) 施設配置図
 - (オ) 室外機に係る騒音計算書
 - (カ) 給食室内及び、給食室周辺の写真
 - (キ) その他
- イ 貸与資料の取扱いについて
資料は、電子データ形式にて貸与する。その際、貸与資料は、関係者以外への配布を禁止とし、取り扱いには十分に注意すること。

5 現地見学会

(1) 対象施設

- ア 柏市立柏第五小学校給食施設
〒277-0005
柏市柏932番地の7
- イ 柏市立西原小学校給食施設
〒277-0885
柏市西原四丁目17番1号

(2) 実施予定日時

令和6年4月17日（水）から19日（金）までのいずれか1日
※日時の詳細は、参加意思表示及び応募関係書類審査の結果通知の際に知らせる。

(3) 見学内容

空調設備を設置する給食施設、校舎周り、分電盤、受変電設備等を見学内容とする。

(4) 実施方法

- (ア) 現地見学は事業者ごとに時間をずらして実施する。
- (イ) 校舎周りは自由に見学できるが、施設内については市職員が同行する。
- (ウ) 見学時間は、1施設当たり45分程度とする。

(5) 留意事項

- (ア) 参加者は事業者グループごとに6人までとする。
- (イ) 市が指定した日時以外の現地見学は認めない。
- (ウ) 車で来校する場合は、市が指定する場所に駐車すること。
- (エ) 車は事業者グループごとに2台までとする。
- (オ) 現地見学会参加希望調査票（様式4）が受付期間までに提出されなかった場合において、現地見学会への参加は認めない。

6 質疑

(1) 提出書類

質問書（様式5）を1部提出すること。

(2) 受付期間

令和6年4月22日（月）から26日（金）まで

(3) 提出方法

柏市教育委員会教育総務部学校給食課まで電子メールで提出すること。

(送信先：kyushoku@city.kashiwa.chiba.jp)

メールの件名には【柏市立小中学校給食施設空調設備賃貸借業務公募型プロポーザルに係る質問】と記載し、送信後に以下「15 担当部署」に記載する連絡先へ必ず送信した旨を電話にて伝達すること。

(4) 質疑回答

質問に対する回答は、柏市オフィシャルウェブサイト上で、令和6年5月2日（木）17時15分までに公表する。

(5) 留意事項

(ア) 質問に対する回答は、参加を可とされた者による質問のみを対象とする。

(イ) 質問に対する回答は、本要領及び要求水準書の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を持参又は郵送にて、以下「15 担当部署」に記載する担当部署へ提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式6）※任意様式でも可

企画提案書（様式6）に掲げる各項目について、必要に応じ図等を使用し、それぞれ1～2ページ程度にまとめること。

なお、課題等に対する考え方、提案等については具体的に記載すること。

※提案書は、A4版、片面とすること。

(イ) 会社概要書（様式7）

次の(a)から(f)の事項が記載されたもの。ただし、会社案内（パンフレット）による代替でもよいこととする。

(a) 会社(法人)名

(b) 本社所在地

(c) 設立年月日

(d) 資本金

(e) 業務内容

(f) 担当者連絡先

(ウ) 業務実施体制表（様式8）

(エ) 主担当者の主要業務実績（様式9）

(オ) 見積書（A4版様式任意）

見積書には各年度の支払額及びその内訳を記入または、別様式の内訳書を提出すること。

イ 提出部数

(ア) 正本 各1部

(イ) 副本 各9部（複写可）

(2) 受付期間

令和6年5月7日（火）から20日（月）まで

※受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

以下「15 担当部署」に記載する部署へ郵送（必着）又は持参で提出する

こと。

8 プレゼンテーション

(1) 実施予定日時

令和6年5月27日(月)又は、28日(火)

※詳細は、参加意思表示及び応募関係書類審査の結果通知の際に知らせる。

(2) 実施場所

柏市役所沼南庁舎

〒277-8503

柏市大島田48番地1

※詳細は、参加意思表示及び応募関係書類審査の結果通知の際に知らせる。

(3) プレゼンテーションに係る時間

35分程度(説明20分程度、質疑応答15分程度)

(4) プレゼンテーションに係る準備等

ア プレゼンテーション当日の参加人数は各社3名以内とし、説明員は受注した場合の主担当者とする。

イ プレゼンテーションで使用する機材等は、全て提案者が持参するものとする。(電源、テーブル、イス、スクリーンを除く。)

ウ プレゼンテーションで使用する資料は、市へ提出した企画提案書又は、その概要版を使用すること。

エ プレゼンテーションの順番は、担当部署が事前に抽選を行い決定する。

(5) プレゼンテーションを実施する上での注意事項

ア プレゼンテーションの際に使用する資料(プロジェクターで投影する資料等)の内容は、全て企画提案書に含めること。企画提案書に記載がない内容の資料を使用することは認めない。

イ 提案書等を提出する主担当者が、プレゼンテーションに出席しなかった場合は、特段の事情を除き、参加を辞退したものとみなす。

(6) 審査結果

審査結果は、柏市オフィシャルウェブサイト上で、令和6年6月5日(水)17時15分までに公表する。

また、同審査結果(採用・非採用の結果のみ)を書面により、プレゼンテーションに参加した者に対し別途通知する。

なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

9 契約締結

(1) 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位のと協議の上、随意契約により契約を締結する予定である。受託予定者と協議が整わない際は、審査の得点上位の者から順に同様の協議を行う場合がある。

(2) 市は、契約締結後においても、契約者に本件プロポーザルにおける失格事項又は、不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 0 審査方法及び審査項目

(1) 選定委員会

受託予定者の選定は、柏市プロポーザル方式選定委員会(柏市立小中学校給食施設空調設備賃貸借業務)において行う。

(2) 審査

選定委員会は、提出された企画提案書及びそれに関する質疑内容等について、別表「評価基準」に基づき審査を行う。

(3) 受託予定者の選定

審査により、その内容、独自性、技術力、経験等を総合的に評価し、最高点を獲得した応募者を受託予定者として選定する。最高点を獲得した応募者が複数いる場合は、委員長の点数が高い応募者を選定する。その上で委員長の点数が高い応募者が複数いる場合は、各委員の協議によって受託予定者を決定する。

(4) 応募者が1者の場合の取扱い

応募が1者のみであった場合においても、審査を実施し、各選定委委員が採点した合計点を合算(700点満点)し、最低基準点である420点以上(60%以上の評価)を獲得した提案者を選定する。

(5) 評価基準

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点(点) |
|--------|--|-------|
| 業務遂行能力 | ア 教育施設の空調設置に係る実績 イ 財政的健全性 ウ 業務実施体制 エ プレゼンテーション(主担当者の能力) | 20 |
| 業務提案内容 | ア 空調機器及び設置工事等 イ 維持管理業務 ウ 独自性(付加価値) | 50 |
| 経済性 | ア 価格 | 30 |
| 合計 | | 100 |

1 1 書類作成にあたって

- (1) 質問書は日本語により作成すること。
- (2) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- (3) 提案書は、A4判、左綴じとすること。
- (4) 記入については、横書きとすること。

1 2 辞退について

参加意思表示をした後に参加を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の2日前までに、辞退届(様式10)を以下「15 担当部署」に記載する部署へ郵送又は持参で提出すること。この場合において、参加の辞退は撤回することができない。

なお、応募書類の受付期間を経過しても提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類の記載に虚偽または不正があった者。
- イ 受付期間までに提案書類の提出がない者。
- ウ 参加資格の要件を満たさないことが判明した者。
- エ 業務見積り上限金額を超える者。
- オ 仕様を満たさない提案である者。
- カ その他、提出に際して不正な行為があった又はこの募集要領に定める手続きによらなかった者。

1.4 留意事項

(1) 費用負担等

提案書等の作成や提出、プレゼンテーション等に際して必要となる費用は、提出者の負担とする。

また、提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に、提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章、写真、絵、図、表、映像及び音楽等が含まれるときは、提出者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。

(2) 提出書類の取扱い

- ア 理由のいかんを問わず返却は行わない。
- イ 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象となる。
- ウ 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。
- エ 選定作業時に必要な場合には、複製を作成することがある。

(3) 再委託等の禁止

原則として、受託業者の全部又は一部を第三者に対して再委託や再請負を行うことは禁止とする。再委託や再請負を行う場合は、あらかじめ、市と協議し承諾を得なければならない。

1.5 担当部署

〒277-8503

千葉県柏市大島田48番地1（沼南庁舎2階）

柏市教育委員会教育総務部学校給食課 担当：吉田

電話：04-7191-7376（直通）

FAX：04-7191-1212

E-Mail：kyushoku@city.kashiwa.chiba.jp